

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

令和7年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法、竹原市介護保険条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格管理を行う。 ・資格情報及び所得情報に基づき、介護保険料を賦課する。 （賦課については、日本年金機構と情報交換を行い、年金特別徴収の管理も行う。） ・介護保険料の収納管理（年金からの特別徴収や納付書や口座振替による徴収、滞納者に対する滞納整理業務）を行う。 ・要介護認定申請に関する情報の管理を行う。 ・介護サービスの利用があったものに対して、国保連合会からの情報に基づき給付を行う。 ・居宅サービス（介護予防サービス）計画作成依頼届出情報の管理を行う。 ・高額介護（介護予防）サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給等に関する情報の管理を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 介護情報基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格管理ファイル (2) 適用除外者・住所地特例者管理ファイル (3) 受給者異動情報ファイル (4) 要介護認定ファイル (5) 給付関連ファイル (6) 宛名台帳ファイル (7) 口座台帳ファイル (8) 保険料賦課ファイル (9) 保険料収納・滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表の100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	（情報照会に関する根拠） 1. 番号法第19条第8号並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 （情報提供に関する根拠） 1. 番号法第19条第8号並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	竹原市役所 市民福祉部 地域支えあい推進課
②所属長の役職名	地域支えあい推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒725-8666 竹原市役所 総務部 総務課 行政係 住所: 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話: 0846-22-7719 ファクス: 0846-22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒725-8666 竹原市役所 市民福祉部 地域支えあい推進課 介護保険係 住所: 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話: 0846-22-7743 ファクス: 0846-23-0140 E-mail: kaigo@city.takehara.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

--

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の手入が行われるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 5①部署	竹原市役所 市民生活部 福祉課	竹原市役所 福祉部 健康福祉課	事後	
平成29年5月31日	I 5②所属長	福祉課長 平田 康宏	健康福祉課長 塚原 一俊	事後	
平成29年5月31日	I 7請求先	竹原市役所 市民生活部 福祉課 介護福祉係	竹原市役所 総務部 総務課 行政係	事後	
平成29年5月31日	I 8連絡先	竹原市役所 市民生活部 福祉課 介護福祉係	竹原市役所 福祉部 健康福祉課 介護福祉係	事後	
令和1年5月22日	I 5②所属長	健康福祉課長 塚原 一俊	健康福祉課長	事後	
令和1年5月22日	IVリスク対策	－	項目追加	事後	
令和1年5月22日	I 8連絡先	〒725-8666 竹原市役所 福祉部 健康福祉課 介護福祉係	〒725-8666 竹原市役所 福祉部 健康福祉課 介護福祉係	事後	
令和2年5月22日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年5月22日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年9月24日	I 4②法令上の根拠	(情報照会に関する根拠) 1. 番号法第19条第7項並びに別表2の61	(情報照会に関する根拠) 1. 番号法第19条第8号並びに別表2の61	事後	
令和3年9月24日	I 5①部署	竹原市役所 福祉部 健康福祉課	竹原市役所 市民福祉部 健康福祉課	事後	
令和3年9月24日	I 7請求先	総務部	総務企画部	事後	
令和3年9月24日	I 8連絡先	福祉部	市民福祉部	事後	
令和3年9月24日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年9月24日	II 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和7年1月6日	I 1②事務の概要	別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年1月6日	I 3個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	1. 番号法第9条第1項及び別表の100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
令和7年1月6日	I 4②法令上の根拠	(情報照会に関する根拠) 1. 番号法第19条第8号並びに別表2の61項, 62項, 93項及び94項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第46条及び第47条 (情報提供に関する根拠) 1. 番号法第19条第8号並びに別表2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 109, 110及び117の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第10条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第44条, 第44条の2, 第46条, 第47条, 第55条, 第55条の2, 第55条の3及び第59条の2の3	(情報照会に関する根拠) 1. 番号法第19条第8号並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 (情報提供に関する根拠) 1. 番号法第19条第8号並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項	事後	
令和7年1月6日	I 5①部署	竹原市役所 市民福祉部 健康福祉課	竹原市役所 市民福祉部 地域支えあい推進課	事後	
令和7年1月6日	I 7請求先	竹原市役所 総務部 総務企画課 行政係	竹原市役所 総務部 総務課 行政係	事後	
令和7年1月6日	I 7請求先	住所:広島県竹原市中央五丁目1番35号	住所:広島県竹原市中央五丁目6番28号	事後	
令和7年1月6日	I 8連絡先	竹原市役所 市民福祉部 健康福祉課 介護福祉係	竹原市役所 市民福祉部 地域支えあい推進課 介護保険係	事後	
令和7年1月6日	I 8連絡先	住所:広島県竹原市中央五丁目1番35号	住所:広島県竹原市中央五丁目6番28号	事後	
令和7年1月6日	I 8連絡先	E-mail: kenfuku@city.takehara.lg.jp	E-mail: kaigo@city.takehara.lg.jp	事後	
令和7年1月6日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和7年1月6日	II 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和7年12月26日	I 1③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 介護情報基盤	事前	令和8年4月に介護情報基盤が稼働を開始することに伴う対応
令和7年12月24日	II 1対象人数 いつの時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年12月24日	II 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	